

全国先物協会の内規

目 次

第1章 :	事務所	23
内規101 :	登記上の事務所	23
内規102 :	その他の事務所	23
第2章 :	目的	24
内規201 :	目的	24
第3章 :	会員および会員との提携	25
内規301 :	要件および制限	25
(a)	会員適格性	25
(b)	提携者の登録	25
(c)	会員または会員の提携者となること、その地位を維持することについての制限	25
(d)	資格要件	27
(e)	不適格要件、制限、資格要件の例外	27
(f)	申請	28
(g)	拒否および取り消し	28
(h)	会員資格および提携者資格の終了	29
(i)	氏名および住所	29
内規302 :	一定条件下での入会または提携者登録	29
内規303 :	会員の権利および負債	30
内規304 :	会員資格の譲渡	30
内規305 :	登録規則	30
第4章 :	会員総会および選挙	31
内規401 :	総会の場所	31
内規402 :	年次総会	31
内規403 :	特別総会	31
内規404 :	総会の通知	31
内規405 :	投票、定足数	31
内規406 :	選挙	31
内規407 :	過渡期理事会	32
第5章 :	理事会	33
内規501 :	一般的の権限と職務	33
内規502 :	任期	33
内規503 :	理事の解任	33
内規505 :	辞任	33
内規506 :	定例会議	33

内規507 :	特別会議	33
(a)	総則	33
(b)	緊急事態の通知	33
内規508 :	延期、定足数不足	34
内規509 :	理事の投票の方法	34
内規510 :	理事による非公式決議	34
内規511 :	NFA 要件の解釈	34
内規512 :	フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーの登録責任に関する投票	34
内規513 :	NFA 審理において弁護人を務める理事	35
内規514 :	非公開情報の使用の禁止	35
内規515 :	理事の資格要件	35
第6章 :	役員	36
内規601 :	役員	36
内規602 :	理事長および副理事長	36
内規603 :	会長	36
内規604 :	事務局長	36
内規605 :	財務役	36
内規606 :	辞任	37
内規607 :	解任	37
第7章 :	委員会	38
内規701 :	会員資格委員会	38
内規702 :	上訴委員会	38
内規703 :	諮詢委員会（複数）	38
内規704 :	業務委員会	39
内規705 :	財務委員会	39
内規706 :	指名委員会	39
内規707 :	聴聞委員会	39
内規708 :	NFA 委員会の委員の適格要件および義務	40
第8章 :	仲裁	41
内規801 :	仲裁規約	41
内規802 :	仲裁パネル委員の適格要件	41
第9章 :	執行および規律	42
内規901 :	遵守規則	42
第10章 :	財務要件	43
内規1001 :	財務要件	43
第11章 :	非会員との業務	44
内規1101 :	禁止条項	44
内規1102 :	禁止条項の発効日	44
第12章 :	財産および投資	45

内規1201： 財産	45
内規1202： 投資	45
第13章： 会費および賦課金	46
内規1301： 会費および賦課金の一覧表	46
(a) 契約市場	46
(b) FCM会員	46
(c) LTM会員	47
(d) その他の会員	47
内規1302： 会費および賦課金の支払い	47
内規1303： 滞納および会員資格の終了	47
内規1304： LTMに対する監査手数料	48
第14章： 補償	49
内規1401： 補償	49
第15章： 雜則	50
内規1501： 法人印	50
内規1502： 預託金融機関	50
内規1503： 小切手、為替手形、約束手形など	50
内規1504： 会計年度	50
内規1505： 発効日	50
内規1506： 内規の修正	50
内規1507： 定義	50

全国先物協会の内規

第1章：事務所

[¶ 4011] 内規101：登記上の事務所

全国先物協会（以下「NFA」という。）は、登記上の事務所をデラウェア州ニューカッスル郡ウィルミントン市に置くものとする。

[¶ 4017] 内規102：その他の事務所

NFAは、主たる事務所はをイリノイ州シカゴ市に置き、地方事務所をニューヨーク州ニューヨーク市およびNFAの理事会（以下「理事会」という。）が定めるその他の場所に置くものとする。

第2章：目的

[¶ 4023] 内規 201：目的

NFAの目的は、NFA定款（以下「定款」という。）第3条に述べる通りとする。

第3章：会員および会員との提携

[¶ 4029] 内規301：要件および制限

[¶ 4029.1] (a) 会員適格性

- (i) 契約市場の区分において会員適格性を持たない者は、商品取引所法（以下「法」という。）または商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）規則に基づいて、登録されているか、仮免許を交付されているか、登録を免除されていない限り、NFA会員または会員の提携者となる資格もしくはその地位を維持する資格を持たない。
- (ii) 下記 (e) 項に規定される場合を除き、以下の事例に該当する者は、会員または会員の提携者となる資格もしくはその地位を維持する資格を持たない。
 - (A) 登録先物協会または契約市場の、以下のような規則に違反したため、当該協会または当該市場の会員資格を停止されているか、当該協会または当該市場から除名された者。
 - (1) 公正なる売買の原則に矛盾する行為または取引を禁止する規則。
 - (2) それを行わなければ、公正なる売買の原則に矛盾するという行為を義務づける規則。
 - (B) 上記 (A) に規定される規則に違反したため、登録先物協会または契約市場のいかなる会員との提携も禁止または停止されている者。
 - (C) 法第6条 (b) に基づく登録の拒否、停止、または取り消し、登録先物協会または契約市場からの除名または会員資格停止、もしくは商品取引員（以下「FCM」という。）との提携の禁止または停止を定めたCFTC命令に従わなければならない者。
 - (D) 会員または会員の提携者となる前か後かを問わず、会員との提携期間中の行為により、上記 (a) (ii) (A) ~ (C) に規定される、その者について現在も有効な会員資格停止、除名またはCFTC命令などの処分の原因となった者。
 - (E) 上記 (a) (ii) (A) ~ (D) に基づき、会員または会員の提携者となる資格もしくはその地位を維持する資格がないと分かるか、相応の注意を払えばそうであることが分かる者と提携したことのある者。

[¶ 4029.2] (b) 提携者の登録

いかなる者も、NFAに提携者として登録されているか、NFA会員であるのでなければ、NFA会員の提携者となることはできない。本内規で使用する「会員の提携者」という用語は、法またはCFTC規則において使用される「外務員」という用語の定義の範囲内で会員と提携し、CFTCに外務員としての登録が義務づけられている者を指す。NFAへの提携者登録は、法に基づく外務員登録とは異なる。

[¶ 4029.3] (c) 会員または会員の提携者となること、その地位を維持することについての制限

以下の事例に該当する者は、会員または会員の提携者となる資格、もしくはその地位を維持する資格がないものとみなされる。

- (i) 以前の、法に基づく、いずれかの区分での登録が、停止されている（かつ、停止期間が終了していない）か、取り消された者。
- (ii) 入会申請に先立つ5年以内またはそれ以降に、いずれかの区分での登録が拒否されたことがある者。

- (iii) 管轄裁判所の判決または決定 (CFTC、連邦または州政府機関、もしくはその他の政府機関が当事者である調停合意に基づく命令を含む) によって、(1) 商品取引員、取次ぎブローカー、フロア・ブローカー、商品取引顧問、商品プール・オペレーター、レバレッジ契約マーチャント、法に基づく登録者の外務員、証券ブローカー、証券ディーラー、地方証券ブローカー、地方証券ディーラー、証券名義書換代理人、清算機関、証券情報業者、投資顧問、投資会社、または以上のいずれかの配下の者もしくは従業員となること、あるいは、(2) 将来の受け渡しのための商品売買契約、法第4条cまたは第19条に基づきCFTCの規制対象となる事項、もしくは証券に関する取引または助言に係わる活動を実行もしくは継続することを、永久的または一時的に禁止されている者。
- (iv) 重罪歴のある者、もしくは入会申請に先立つ10年以内またはそれ以降に、(1) 将来の受け渡しのための商品売買契約、法第4条cまたは第19条に基づきCFTCの規制対象となる活動、あるいは証券に関する取引または助言に係わる、(2) 商品取引員、取次ぎブローカー、フロア・ブローカー、商品取引顧問、商品プール・オペレーター、レバレッジ契約マーチャント、法に基づく登録者の外務員、証券ブローカー、証券ディーラー、地方証券ブローカー、地方証券ディーラー、証券名義書換代理人、清算機関、証券情報業者、投資顧問、投資会社、または以上のいずれかの配下の者もしくは従業員としての業務活動に起因する、(3) 横領、窃盗、恐喝、詐欺、不正な財産転換、資金、証券または財産の不正流用、文書偽造、通貨偽造、財産詐取、贈収賄、または賭博に係わる、もしくは、(4) 米連邦法典第18編、第152条、第1341条、第1342条、または第1343条、もしくは第25章、第47章、第95章、または第96章への違反に係わる、軽犯罪歴のある者。
- (v) 管轄裁判所、CFTC、連邦または州政府機関、またはその他の政府機関により、もしくはCFTC、連邦または州政府機関、またはその他の政府機関が当事者である調停合意に基づき、(1) 商品取引所法、1933年証券法、1934年証券取引法、1935年公益事業持株会社法、1939年信託証書法、1940年投資会社法、1970年証券投資家保護法、1977年海外不正行為法、または州または外国の類似法令、もしくは以上の法令に基づく規則、規程、または命令、あるいは地方証券法規作成委員会の規則のいずれかの規定に違反したとの判決、あるいは、(2) 他の者による上記の違反を意図的に帮助、教唆、共謀、命令、誘導、または周旋したとの判決を受けた者。
- (vi) 契約市場における取引特権を拒否するか、契約市場、登録先物協会、または他の自主規制組織における会員資格を拒否、停止、除名、または取り消しする、あるいは、法に基づく登録者、または契約市場、登録先物協会または他の自主規制組織の会員との提携を禁止もしくは停止する、現在有効な命令に服さなければならぬ者。
- (vii) 契約市場における取引特権を拒否する、法第6条(b)に基づくCFTC命令を受け、当該命令に定められた拒否期間が終了してない者から、そのことを知りながら、契約市場において、またはその規則に従って、将来の受け渡しのための商品売買注文を受託する商品取引員または取次ぎブローカー。
- (viii) 法、もしくは本内規(c)項(v)に述べた法令、またはこれに基づく規則、規程、または命令への違反を防止する目的をもって、監督下にある者を相当に監督することを怠り、かつ当該被監督者が上記の違反を犯した者。ただし、(1) 被監督者による違反を可能な限り相当に

防止および察知できると思われる既定の手続きと、それを適用する体制が整っており、(2) 上述の手続きや体制が遵守されなかつたと信じるべき理由がなく、当該手続きおよび体制をもって監督者としての職務と義務をしかるべき免除された場合には、当該監督者は本項の意味において、相当な監督を怠ったとはみなされない。

- (ix) 米連邦政府のいずれかの機関によって、米連邦政府との契約を禁じられた者。
- (x) 法に基づく登録またはNFAへの入会の申請書、法または法に基づく規程によりCFTCへの提出が義務づけられている報告書、CFTCにおける審理手続き、NFAへの提出が義務づけられている報告書、もしくはNFAの委員会における審理手続きの中で、意図的に重大な誤記または誤解を招く恐れのある記述を行うか、意図的に重大な事実を書き落とした者。
- (xi) 重罪行為の刑事告発に対し不抗争の答弁を行った者、あるいは州または外国の裁判所において、当該犯罪が連邦法の管轄下で犯されれば重罪に相当するという行為により、有罪の判決を受けた者。
- (xii) 管轄裁判所、連邦または州政府機関、またはその他の政府機関により、もしくは連邦または州政府機関、またはその他の政府機関が当事者である調停合意に基づき、(1) 横領、窃盗、恐喝、詐欺、不正な財産転換、資金、証券または財産の不正流用、文章偽造、通貨偽造、財産詐取、贈収賄、または賭博に関する法令もしくはこれに基づく規則、規程、または命令に違反したとの判決、あるいは、(2) 他の者による上記の違反を意図的に帮助、教唆、共謀、命令、誘導、または周旋したとの判決を受けた者。
- (xiv) 法第8条a (2) に規定される法的欠格要件に該当する事実を知っているか、相応の注意を払えば該当することが分かる者と提携してきた者。ただし、当該欠格者が上述の事実をCFTCに通知、あるいは、NFAが当該欠格者に関して法第4条k (5) に規定される判断を下す権限を与えられているか、その義務を負っている場合は、NFAに通知し、CFTCかNFAのいずれかが当該欠格者に対して登録または一時免許を認めている場合は、この限りではない。
- (xv) その他のしかるべき理由がある場合。
- (xvi) 組織の長が入会を拒否されたか、拒否される可能性があった場合。本内規の趣旨に鑑み、「組織の長」とは、パートナーシップの場合はゼネラル・マネジャー、法人の場合は役員、取締役、または当該法人の10%以上の議決権株式の受益所有者、およびCFTCが規則、規程、または命令によって、あるいはNFAが内規または理事会の決議によって、CFTCによる規制やNFA要件に服さなければならない当該申請者の活動に直接的もしくは契約などを通して間接的に支配的な影響力を持っていると判断した者を指す。

[¶ 4029.4] (d) 資格要件

下記(e)項に規定される場合を除き、NFAが制定する訓練、経験の基準および技能判定要件、またはNFAが必要もしくは望ましいと判断するその他の資格基準を満たしていない者は、FCM会員、CTA会員、CPO会員、取次ぎブローカー会員、LTM会員、または以上の会員の提携者となること、もしくはその地位を維持することはできない。

[¶ 4029.5] (e) 不適格要件、制限、資格要件の例外

上記(a)項または(d)項の下で、会員または会員の提携者となる資格、またはその地位を維持する資格を持たない者でも、次のような場合には、会員または会員の提携者となる、またはその地位を

維持することができる。

- (i) 法第17条 (b) (3) に従い、会員資格委員会（第7章参照）が、当該欠格事由は会員、提携者、または顧客を脅かす原因とはならないと判断した場合。
- (ii) 上記以外の状況で、CFTCが特例を認めるか、特例措置を指示した場合。

[¶ 4029.6] (f) 申請

- (i) 入会もしくは提携者登録の申請は、すべて書面により、会員資格委員会が指定する様式に従い、申請者またはその最高経営責任者または業務執行役員の署名を付し、会員資格委員会が適宜定める申請手数料を添えて行わなければならない。
- (ii) 申請書の作成、送付をもって、(A) 当該申請書の記述が完全かつ正確であるという表明、ならびに、(B) 申請者が、入会もしくは提携者登録が認められた場合は、その時点および将来有効なすべてのNFA要件に従うという明確な同意とみなす。
- (iii) 申請書に著しい不備があるか、著しく不正確な記述があるときは、NFAの事務局長は、審議を行うことなくそれを返却することができる。
- (iv) 申請書は、所定の申請手数料を添えて、会員資格委員会が採択する手続きに従い、事務局長に送付されなければならない。申請が受理、審理された後、できるだけ速やかに、事務局長が申請者に対しその結果を通知するものとする（下記（g）項参照）。

[¶ 4029.7] (g) 拒否および取り消し

- (i) 会長がしかるべき理由で、NFAへの入会申請者または提携者登録申請者が、本章に規定されるNFA会員または会員の提携者となる適格要件を満たしていないとの判断、会員または登録提携者が本章に規定される当該資格を維持するための適格要件を満たしていないとの判断、もしくは申請者が意図的に不備、不正確、あるいは虚偽の記述がある入会申請書または提携者登録申請書をNFAに提出したとの判断を下したときは、会長は速やかにその旨を当該の者に通知し、会員資格委員会に当該通知の写しを提出し、当該判断の特定事由を説明しなければならない。当該の者には、当該適格条件が満たされていること、もしくは当該申請書には意図的な不備、不正確、あるいは虚偽の記述がなかったことを、会長に証明する機会が与えられるものとする。当該の者から要請があるか、会員資格委員会が命じたときは、会員資格委員会もしくは会員資格委員会が指定する小委員会において聴聞会を開き、記録を残すものとする。当該指定小委員会は、少なくとも3名の会員資格委員によって構成されるものとする。指定小委員会の各委員は、会員資格委員会の過半数の賛成をもって任命されるものとする。当該の者は、当該聴聞会において代理人をたて、審理中に証拠を提出し、証人を喚問し、会長の判断の根拠となった証拠を検証し、会員資格委員会または当該指定小委員会の裁量に従い、書面あるいは口頭により弁論を行うことができる。
- (ii) 会員資格委員会において聴聞会が開かれたときは、当該委員会または当該小委員会が、提示された記録に基づいて最終的な裁定を書面により下し、当該裁定の特定事由を説明するものとする。当該裁定文には、拒否、禁止、除名、または制限の特定事由、当該特定事由に関する事実認定、および認定された不適格性の事由を鑑みて到達した結論の説明が盛り込まれるものとする。当該裁定文の写しは速やかに当該の者に送付されるものとする。裁定が会員資格または提携者登録を拒否もしくは取り消すものであるときは、会員資格委員会または当該

指定小委員会は、拒否通知もしくは取消通知の中で、当該申請者には、当該拒否裁定もしくは当該取消裁定が下されてから30日以内に、CFTCに対して法第17条(h)に基づく裁定の見直しを申し立てる、法に基づく権利、およびCFTC規程第17部に従いCFTCに対して当該拒否裁定または当該取消裁定の発効延期を申し立てる権利があることを知らせるものとする。

[¶ 4029.8] (h) 会員資格および提携者資格の終了

いかなる者の会員資格または提携者資格も、次に定める通り終了させることができる。次の(i)から(vii)までの規定に従って会員資格または提携者資格が終了したとしても、当該会員または当該提携者の失効以前の活動に関するNFA仲裁規約または同遵守規則に基づく責任、もしくはその時点までに発生した未払いの会費、賦課金、料金、違約金などの負担金の支払義務は免除されない。

(i) 一時免許の終了

会員または提携者の一時免許が終了した場合、当該の者が内規301に基づく適格性を維持していない限り、その会員資格または提携者資格も同時に終了するものとする。

(ii) 登録の撤回

法に基づくすべての登録を撤回する会員の会員資格は、7日前までに書面による通知を行うことによって、会長が即座に終了させることができる。

(iii) 提携者の雇用終了

会員は、登録提携者の雇用が終了したときは、その旨を速やかに事務局長に通知しなければならない。雇用終了後、当該提携者がもはやいかなる会員の提携者としても記載されていない場合は、別の会員がその後60日以内に当該の者と提携した旨を書面で事務局長に通知しない限り、当該の者の、提携者としてのNFAへの登録も終了するものとする。

(iv) 辞任

会員は、NFAによる調査または懲罰を受けているとき以外は、事務局長にその旨を書面で通知することによって、いつでも辞任することができる。

(v) 住所変更の不届け（内規301(i)項参照）。

(vi) 会費の滞納（内規1303参照）。

(vii) 取り消し

法に基づく登録が取り消された会員または会員の提携者の会員資格は、さらなる通知が行われなくても、終了するものとする。

[¶ 4029.9] (i) 氏名および住所

会員は、いかなるときも、各自の正しい氏名および主たる住所、ならびに当該会員によって雇用されている各登録提携者の正しい氏名および住所を事務局長に届け出、これを維持しなければならない。NFAに記録されている各会員の主たる住所および各登録提携者の住所は、NFAが当該会員または当該提携者へ通信文、書類、または通知を送付する際の正しい住所とみなされる。会員が主たる住所の変更をNFAに通知しなかった場合は、会長が7日前までに書面による通知を行うことによって、当該会員の会員資格を即座に停止もしくは終了させる事由に該当する。

[¶ 4030] 内規302：一定条件下での入会または提携者登録

会員資格委員会は、同委員会が適切とみなす条件に従い、申請者に入会または提携者登録を許可す

ることができる。

[¶ 4031] 内規 303：会員の権利および負債

会員の私有財産は、当該会員がNFAに対して会費、賦課金、手数料および類似の負担金の支払義務を負うことを除き、決してNFAの債務もしくは負債の返済に充てられることはないものとする。会員は、理事会の承認を得て、NFAに対して行った奉仕の報酬、NFAに代わってしかるべき被った、間接費を含む経費の補償、ならびに当該会員がNFAに対して供与した融資またはその他の信用の返済を受けることができる。

[¶ 4032] 内規 304：会員資格の譲渡

NFAの会員資格は、他の者に譲渡することはできない。

[¶ 4033] 内規 305：登録規則

理事会は、定款第3条および第11条ならびに内規1506に従い、登録規則を採択するものとする。この登録規則は、NFAが、法第8条a (10) または第17条(o) に従ってCFTCから要請もしくは許可される登録業務の一部を、法に基づいて実行する際の規範、ならびにNFAが、法に基づく登録（フロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーに関する登録は除く）のための適合性および内規301 (d) 項に基づく会員適格性を判定する目的で、技能審査を行う際の規範となるものであり、NFA内規の一部とみなされる。

第4章：会員総会および選挙

[¶ 4053] 内規 401：総会の場所

NFAの会員総会は、デラウェア州、もしくは理事会または総会を招集する役員が指定するその他の場所で、開催することができる。開催場所が特に指定されないときは、総会の場所はシカゴ市にあるNFA本部事務所とする。

[¶ 4059] 内規 402：年次総会

1983年（暦年）以降、会員の年次総会は、当該総会に上程される議題を処理するため、毎年2月に開催されるものとする。総会の日取りは、理事会によって決定され、当日の45日前までに発表される。

[¶ 4065] 内規 403：特別総会

理事長、会長、または理事会は、会員の特別総会を招集することができる。全会員の10%以上からの書面による要請があったときにも、会長が特別総会を招集するものとする。この要請書には、特別総会を開催する目的（単数または複数）を明記しなければならず、当該特別総会で処理される議題は、当該要請書に明記された目的に限られる。

[¶ 4071] 内規 404：総会の通知

総会の場所および日時、ならびに会員の要請で特別会議が開催される場合は開催目的を明記した、書面あるいは印刷物による通知が、事務局長の裁量で、手渡しまたは郵送のいずれかによって、当該総会の開催予定日の40日前から10日前までに、その時点でNFAの名簿に記載されている各会員に届けられるものとする。郵送の場合は、NFAに記録されている会員の住所宛に、郵送料前払いの通知書が米国内で投函された時点で、通知が届けられたとみなされる。会員の総会への出席は、当該総会通知の発行、受領、または内容に関する異議申し立ての権利を放棄するという意思表示とみなされる。

[¶ 4077] 内規 405：投票、定足数

会員による投票はすべて記入方式とし、記入済み投票用紙は事務局長に郵送もしくは手渡しされるものとする。会員は、開票が始まる前であれば、事務局長に投票撤回を指示し、事務局長に新たな記入済み投票用紙を提出することによって、既に行った投票を撤回することができる。理事会は、記入済み投票用紙の提出、票の有効性認定、および開票のための手続きを定めるものとする。代理人による投票は認められない。いずれの会員総会の定足数も、会員100名とする。総会において定足数の会員が出席しないときは、出席した会員は決議により当該総会を延期することができる。

[¶ 4083] 内規 406：選挙

年次選挙は毎年1月の第2火曜日に行われ、これにより理事会および指名委員会の欠員枠が補充されるものとする。事務局長は、当該選挙に先立つ10月15日前までに、(i) FCMおよびLTM、IB、CPO、CTAの各区分の全会員に対し、次回の年次選挙で任期満了となる選出理事および指名委員会委員を通知し、(ii) 当該選出枠を補充するにふさわしい者の氏名（複数）を、指名委員会に提出するよう要請するものとする。指名委員会は、当該選挙に先立つ11月20日前までに、各選出枠について指名する

者の一覧表を事務局長に提出し、事務局長は、この指名を速やかに会員に通知するものとする。この他にも、定款の規定に従い、嘆願による指名を行うことも可能である。それぞれの嘆願書には、指名に関連する役職を明記しなければならない。嘆願書は、事務局長が指名委員会の推薦候補を通知してから21日以内に、事務局長が受理しなければならない。嘆願書の受付期間が終了した後、事務局長が理事および指名委員会委員のすべての候補者を速やかに会員に通知するものとする。候補者が定員を上回る場合、事務局長が、当該会員区分（すなわち、FCMおよびLTM、IB、CPO、またはCTA）のすべての会員に、投票用紙が12月15日までに送付されるよう手配するものとする。

[¶ 4089] 内規407：過渡期理事会

暫定理事会は過渡期理事会を選任することができる。この過渡期理事会の構成は、定款第7条の規定に従うものとし、その任期は会員によって選出された理事（内規406参照）が就任するまでとする。過渡期理事会は、定款を採択、修正または廃止する権限を除き、暫定委員会のすべての権限（定款第16条および第17条参照）を有する。

第5章：理事会

[¶ 4095] 内規501：一般的権限と職務

NFAの財産、事業、および業務は、その理事会が運用もしくは運営するものとし、理事会は、法令、定款または内規により、理事会が行使することを指示、要求、もしくは許可されている、NFAのすべての権限を行使することができる。

[¶ 4101] 内規502：任期

各理事の任期は、定款に定められた期間、および、その後任者が正当な手続きを踏んで選出、認定されるまで、または当該理事の死亡、辞任、もしくは解任までとする。理事はデラウェア州の住民である必要はない。

[¶ 4107] 内規503：理事の解任

内規515の規定にかかわらず、次のような場合は、理事を解任することができる。

(a) FCMおよびLTM、IB、または業界参加者の理事は、当該理事の選出資格を有する会員の過半数が、当該理事の解任はNFAの最善の利益にかなうとの判断を下したときはいつでも、解任することができる。

(b) 運営委員会の勧告に基づき、正当な手続きを踏んで開かれた理事会の会議に出席し、投票した理事の3分の2が、当該理事の解任はNFAの最善の利益にかなうとの判断を下したときはいつでも、いかなる理事も解任することができる。

[¶ 4113] 内規505：辞任

いずれの理事も、理事長、会長または事務局長に辞表を提出することによって、いつでも辞任することができる。辞任は、辞表に記された日付をもって発効し、辞表の中で特に指定されていない限り、辞任の発効は辞表の受理を必要としないものとする。

[¶ 4119] 内規506：定例会議

理事会の年次定例会議は毎年2月に開催され、役員の選任および委員会委員の任命が行われる。会議の日時および場所は、理事会が定めるものとする。理事会は、決議により、当該決議の他に通知を行うことなく、追加の定例会議の日時および場所（デラウェア州またはその他の場所で）を指定することができる。

[¶ 4125] 内規507：特別会議

[¶ 4125.1] (a) 総則

理事会の特別会議は、理事長、会長、または10名の理事からの要請により、開催されるものとする。特別会議の日時および場所は、理事長が決定し、会議の通知書に明記されるものとする。

[¶ 4125.2] (b) 緊急事態の通知

それぞれの特別会議の通知は、理事会が決議をもって指定する手続きに従って行われるものとする。

理事長はできるだけ早く、非常事態下を除けば、遅くとも当該会議開催日の2日前までに、通知が届くように手配するものとする。

理事による特別会議への出席は、当該会議の通知に関する異議申し立ての権利を放棄する意思表示とみなされる。ただし、会議が正当な手順を踏んで招集もしくは開催されなかったという理由で、業務案件の処理に異議を申し立てることのみを目的として出席する場合は、この限りではない。特別会議の議題は、当該会議の通知書に明記された事項に限定される。

(本項で定義する)緊急事態が発生した場合は、理事長または会長が1時間前までに全理事に通知を行うことによって、会議を招集することができる。この場合、通知は電話、電報その他の手段により行うことができる。当該会議の議題は、当該緊急事項に限定される。緊急事態下で開かれる特別会議の定足数は、14名の理事とする。ただし、契約市場理事、FCM理事、業界参加者もしくは公益代表の理事がそれぞれ最低1名出席していかなければならない [定款第7条第2項(a)号～(c)号参照]。本内規の趣旨に鑑み、理事長または会長が、異常で予測のつかない不利な状況のため、1時間前までの通知により会議を開く必要があると判断したときに、緊急事態が存在するものとする。

[¶ 4131] 内規508：延期、定足数不足

定足数に達しないときは、出席、投票した理事の過半数の賛成にもって当該会議を後日に延期することができ、緊急事態またはその他の異常事態を除いて、事務局長は欠席したすべての理事に当該延期日の5日前までにその旨を通知するものとする。

[¶ 4137] 内規509：理事の投票の方法

定例会議または特別会議の場にいる理事は、便宜上定足数を満たすため、またはその他の目的で、その場にはいないが電話などで相互に連絡がとれる理事を出席扱いし、議事に参加しているとみなす手続きを、当該会議について取ることができる。

[¶ 4143] 内規510：理事による非公式決議

理事会が採択しなければならない、または採択できる決議は、在職中の全理事の署名のある、同決議に対する同意書があれば、会議を開かずに採択することができる。この同意書は、通知および会議に関する異議申し立ての権利を放棄する意思表示とみなされ、理事会での全員一致の投票と同じ効果を持つものとする。

[¶ 4149] 内規511：NFA要件の解釈

理事会は、NFA要件を解釈する権限を有する。理事会によるNFA要件の解釈はすべて、最終的かつ決定的なものとする。

[¶ 4151] 内規512：フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーの登録責任に関する投票

NFAは、契約市場会員の3分の2を代表する理事の同意がない限り、当初のCFTC命令によりNFAに許可されたフロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーに関する一定の登録業務もしくは本内規の条件に基づきNFAが要請または受諾したその他の権限を越える、フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーの登録に関連する権限は、一切要請または受諾しない。

[¶ 4152] 内規513：NFA審理において弁護人を務める理事

理事は、NFAの調査に関する審理、またはNFAが行う登録、会員資格、懲罰に関する審理にかかるいかなる者の代理人もしくは弁護人にもならないものとする。

[¶ 4153] 内規514：非公開情報の使用の禁止

理事は、理事会または理事会のいずれかの小委員会に参加した結果得られた重大な非公開情報を、理事または小委員会委員としての公式職務を遂行する以外の目的で使用または公表しないものとする。

[¶ 4154] 内規515：理事の資格要件

- (a) 次の事例に該当する者は、理事を務める資格を持たないものとする。
 - (i) CFTC規則1.63 (b) に規定されるいずれかの欠格要件に該当する者。
 - (ii) 過去10年に重罪歴がある者。
 - (iii) 現在有効な会員責任決議または提携者責任決議に服さなければならない者。
- (b) 理事が理事会へ選出された後に資格を剥奪されたときは、当該欠員は定款第7条第8項に従って補充されるものとする。当該欠員が補充される前に嘆願に基づき処罰が猶予もしくは覆されたときは、当該理事には復職する資格を有するものとする。
- (c) NFAは、違反した場合にはCFTC規則1.63 (a) (6) (i) に定義される規律違反に該当する、規則の一覧表を公表するものとする。

[解釈通達（¶ 9011）参照]

第6章：役員

[¶ 4155] 内規601：役員

NFAの役員は、理事長、副理事長、会長、事務局長、および財務役により構成される。理事長および副理事長は毎年、理事会の年次定例会議において選出され、その任期は翌年の定例会議まで、または各自の後任者が選出、認定されるまでとする。理事会は、会長、事務局長、および財務役を任命する。役員の死亡、辞任、解任、またはその他の原因で生じた欠員は、理事会によって補充される。この代替役員の任期は、理事長および副理事長の場合は後任者が選出されるまで、その他の役員の場合は後任者が任命されるまでとする。同一人物が、理事長、副理事長、会長および事務局長のうちいずれか2つの役職を兼務することはできない。理事会は適宜、その他の役職に関する規程を定め、適任者を任命し、各自の職務を割り当てることができる。理事会は、独自の判断により、NFAに代わって、任命された役員と雇用契約を結ぶことができる。

[¶ 4161] 内規602：理事長および副理事長

理事長、および理事長が不在のときは副理事長が、すべての会員総会ならびに理事会の議長を務めるものとする。両者が不在のときは、会員もしくは理事会が、議長を務める役員を選出するものとする。

[¶ 4167] 内規603：会長

会長を、最高経営責任者とする。会長は、最高経営責任者として、全般的かつ積極的にNFAの業務を運営しなければならない。会長は、理事会のすべての命令および決議が確実に実行に移されるよう取り計らう責任を負い、債券、抵当その他の契約を結ぶことができる。会長は、自分以外のNFAの全任命役員および全従業員に対する全般的な監督責任を負い、これらの者が確実に各自の任務を適切に遂行するよう取り計らうものとする。会長は、年次総会において、会員に前年度の業務報告書を提出し、適宜、NFAの利益上、理事会の注意を喚起する必要があるすべての事項を、理事会に報告するものとする。

[¶ 4173] 内規604：事務局長

事務局長は、会員、理事会および委員会のすべての会議の完全な議事録を自らが取るか、これが取られるよう手配するものとする。事務局長は、理事会の会合に出席して書記を務め、決議および投票ならびに審議の議事録をすべて、そのための台帳に記録するものとする。事務局長は、すべての通知が確実に、NFA内規または法令に従って正当に行われるよう取り計らうとともに、適宜割り当てられるその他の職務を遂行するものとする。事務局長は、NFAの法人印の保管義務を負い、当該印が必要なすべての文章および書類に、これを押印するものとする。事務局長はNFAのすべての記録および帳簿の保管義務を負い、それらを自ら適切に保存するか、適切に保存されるよう手配するものとする。

[¶ 4179] 内規605：財務役

財務役は、NFAの収入および支出を完全かつ正確に出納帳に記録し、すべての金銭および金銭相当物を、理事会が指定する金融機関におけるNFAの預金口座に預託するものとする。財務役は、理事会

の一般決議による命令に基づいて、あるいは、特定の事例においては当該支出についての適切な領収書を得て、NFAの資金を処分するとともに、会長および理事会の要請があればいつでも、財務役としてのすべての取引およびNFAの財務状況に関する報告を、会長および理事会に対して行うものとする。

[¶ 4185] 内規 606：辞任

いずれの役員も、理事会または事務局長に辞表を提出することによって、いつでも辞任することができる。辞任は、辞表に記された日付をもって発効し、辞表の中で特に指定されていない限り、辞任の発効は辞表の受理を必要としないものとする。

[¶ 4191] 内規 607：解任

理事会は、それがNFAの最善の利益となると判断したときはいつでも、理事長、副理事長、会長、事務局長、および財務役を解任することができる。理事長および副理事長の解任は、在職中の全理事の過半数の賛成投票によって行われるものとする。会長の解任は、在職中の全理事の3分の2以上の賛成投票によって行われるものとする。事務局長および財務役の解任は、定足数に達した会議において出席、投票した理事の過半数の賛成により行われるものとする。その他の役員の解任は、事務局長または財務役と同様の手続き、もしくは理事会決議によって解任権を付与された、上級の役員によって行われるものとする。

第7章：委員会

[¶ 4197] 内規 701：会員資格委員会

9名の理事により構成される会員資格委員会を置く。

会員資格委員会の定足数は、審議への参加資格を有する委員の過半数とする。ただし、同委員会によって指定された小委員会の定足数は、当該小委員会委員の過半数、かつ3名以上とする。会員資格委員は会長が推薦し、理事会が任命する。会長および理事会は、定款に規定されるさまざまな会員区分を反映する理事を推薦および任命するよう、努力するものとする。会員資格委員会またはその指定小委員会は、(a) NFAへの入会申請者または提携者登録申請者、および(b) 会員資格または提携者登録資格の継続について、第3章に基づく、最初の判断を下すことができるという会長権限に従って、会長が行った判定を検討する。各会員資格委員の任期は、3年とする。ただし、設立当初の会員資格委員会の委員の任期はこの限りではなく、各委員の後任者が任命、認定されるまで、もしくは当該委員の死亡、辞任、欠格事項への該当、または解任までとする。会員資格委員会の欠員は、内規601の役員に関する規定に従って補充されるものとする。理事会は、それがNFAの最善の利益にかなうと判断するときはいつでも、会員資格委員を解任することができる。

[¶ 4203] 内規 702：上訴委員会

9名の理事により構成される上訴委員会を置き、委員のうち最低1名は公益代表の理事とする。上訴委員会の定足数は、審議への参加資格を有する委員の過半数とする。上訴委員は会長が推薦し、理事会が任命する。会長および理事会は、定款に規定されるさまざまな会員区分を反映する理事を推薦および任命するよう、努力するものとする。上訴委員会は、地区業務委員会が懲罰事件において遵守規則に基づいて下した判決についての上訴および再審理の申し立てを聞き、裁決を行う。各上訴委員の任期は、3年とする。ただし、設立当初の上訴委員会の委員の任期はこの限りではなく、各委員の後任者が任命、認定されるまで、もしくは当該委員の死亡、辞任、欠格事項への該当、または解任までとする。上訴委員会の欠員は、内規601の役員に関する規定に従って補充されるものとする。理事会は、それがNFAの最善の利益にかなうと判断するときはいつでも、上訴委員を解任することができる。

[¶ 4209] 内規 703：諮問委員会（複数）

理事会は、FCMに関する事案について理事会に助言を与える委員会と、商品プール・オペレーターおよび商品取引顧問に関する事案について理事会に助言を与える委員会を含む、理事会の権限を保有もしくは行使しない複数の諮問委員会を任命する。理事を務める者は、いかなる諮問委員会の委員も兼務することはできない。各諮問委員の任期は、3年とする。ただし、設立当初の諮問委員会の委員の任期はこの限りではなく、各委員の後任者が任命、認定されるまで、もしくは当該委員の死亡、辞任、欠格事項への該当、または解任までとする。諮問委員会の欠員は、内規601の役員に関する規定に従って補充されるものとする。理事会は、それがNFAの最善の利益にかなうと判断するときはいつでも、諮問委員を解任することができる。諮問委員は、当該諮問委員会への参加の結果得られた重大な非公開情報を、当該諮問委員会の委員としての公式な職務遂行以外の目的で使用または公表しないものとする。

[¶ 4215] 内規 704：業務委員会

9名の会員、会員の関係者、または公益代表から構成される業務委員会を置く。業務委員会の定足数は、審議への参加資格を有する委員の過半数とする。ただし、パネルが任命されている場合には（遵守規則3－11参照）定足数は当該パネル委員の過半数、かつ3名以上とする。業務委員は会長が推薦し、理事会が任命する。会長および理事会は、さまざまなNFA会員区分、NFA地区（定款第5条参照）、および公益を反映する個人を推薦および任命するものとする。業務委員のうち最低1名は、NFA会員または提携者でない者とする。各業務委員の任期は、3年とする。ただし、設立当初の業務委員会の委員の任期はこの限りではなく、各委員の後任者か任命、認定されるまで、もしくは当該委員の死亡、辞任、欠格事項への該当、または解任までとする。業務委員会の欠員は、内規601の役員に関する規定に従って補充されるものとする。理事会は、それがNFAの最善の利益にかなうと判断するときはいつでも、業務委員を解任することができる。業務委員は、業務委員会への参加の結果得られた重大な非公開情報を、業務委員としての公式な職務遂行以外の目的で使用または公表しないものとする。

[¶ 4217] 内規 705：財務委員会

主要計画およびNFA資金の支出に関する優先順位の策定、ならびに会費、賦課金、手数料その他の会員に課される負担金の設定を含む、NFAの財務政策に関する事案について運営委員会に助言を与える、理事会の権限を保有もしくは行使しない財務委員会を置く。財務委員会は6名の委員から構成され、内訳は以下の通りとする。

- (a) NFA会長。
- (b) NFA副理事長（財務委員会の委員長を務める）。
- (c) 運営委員会によって推薦され、各会計年度の最初の理事会で任命される、運営委員ではない4名の理事。内訳は以下の通り。
 - (i) 契約市場を代表する理事1名。
 - (ii) FCM、LTM、またはIBを代表する理事1名。
 - (iii) CPOまたはCTAを代表する理事1名。
 - (iv) 公益代表の理事1名。

[¶ 4218] 内規 706：指名委員会

指名委員会またはその小委員会の委員は、指名委員会または当該小委員会への参加の結果得られた重大な非公開情報を、指名委員または当該小委員会委員としての公式な職務遂行以外の目的で使用または公表しないものとする。

[¶ 4219] 内規 707：聴聞委員会

最低15名の会員、会員の関係者、公益代表から構成される聴聞委員会を置く。聴聞委員会の定足数は、審議への参加資格を有する理事の過半数とする。ただし、パネルが任命されている場合には（遵守規則3－7参照）、定足数は当該パネル委員の過半数、かつ3名以上とする。聴聞委員は会長が推薦し、理事会が任命する。会長および理事会は、さまざまのNFA会員区分、NFA地区（定款第5条参照）および公益を反映する個人を、推薦および任命するものとする。聴聞委員のうち最低1名はNFA会員または提携者でない者とする。聴聞委員の任期は、3年とする。ただし、設立当初の聴聞委員会

の委員の任期はこの限りではなく、各委員の後任者が任命、認定さるまで、もしくは当該委員の死亡、辞任、欠格事項への該当、または解任までとする。聴聞委員会の欠員は、内規601の役員に関する規定に従って補充されるものとする。理事会は、それがNFAの最前の利益にかなうと判断するときはいつでも、聴聞委員を解任することができる。聴聞委員は、聴聞委員会への参加の結果得られた重大な非公開情報を、聴聞委員としての公式な職務遂行以外の目的で使用または公表しないものとする。

[¶ 4220] 内規708：NFA委員会の委員の適格要件および義務

- (a) 以下の事例に該当する個人は、いかなるNFA委員会または小委員会の委員も務める資格を持たないものとする。
 - (i) CFTC規則1.63(b)に規定されるいづれかの欠格要件に該当する者。
 - (ii) 過去10年に重罪歴がある者。
 - (iii) 現在有効な会員責任決議または提携者責任決議に服さなければならない者。
- (b) NFA委員会または小委員会の委員は、当該委員会または当該小委員会への参加の結果得られた重大な非公開情報を、当該委員会または当該小委員会の委員としての公式な職務遂行以外の目的で使用または公表しないものとする。

[解釈通達（¶ 9011）参照]

第8章：仲裁

[¶ 4221] 内規801：仲裁規約

理事会は、定款第3条および第11条ならびに内規1506に従い、NFA内規の一部とみなされる仲裁規約を構成する規則を採択するものとする。

[¶ 4222] 内規802：仲裁パネル委員の適格要件

- (a) 以下の事例に該当する個人は、仲裁パネル委員を務める資格を持たないものとする。
 - (i) CFTC規則1.63(b)に規定されるいずれかの欠格要件に該当する者。
 - (ii) 過去10年に重罪歴のある者。
 - (iii) 現在有効な会員責任決議または提携者責任決議に服さなければならない者。
- (b) 事務局長は、本内規(a)項に規定されている欠格要件以外の事由をもって、パネル委員としての資格を剥奪することができ、本内規(a)項に規定されている適格要件以外にも、追加の適格基準を採択することができる。
- (c) 本内規に照らして不適格とみなされる者がパネル委員を務めていたとしても、それは当該パネルが提示した裁定が無効であると主張する正当な根拠とはならないものとする。

[解釈通達（¶ 9011）参照]

第9章：執行および規律

[¶ 4227] 内規901：遵守規則

理事会は、定款第3条および第11条ならびに内規1506に従い、NFA内規の一部とみなされる、NFA要件の執行および要件違反の会員または提携者に対する懲罰に関する遵守規則を採択するものとする。

第10章：財務要件

[¶ 4233] 内規1001：財務要件

理事会は、定款第3条および第11条ならびに内規1506に従い、NFA内規の一部となみされる最低財務要件ならびに関連報告要件を採択する。

第11章：非会員との業務

[¶ 4239] 内規1101：禁止条項

NFA会員は、商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、またはレバレッジ契約マーチャントとしてCFTCへの登録義務があり、一般顧客、商品プールもしくはその参加者、商品取引顧問の顧客、およびその他の者のために勘定、注文、または取引に係わる活動を行っているNFA非会員または会員資格停止中のNFA会員のため、あるいはこのような者に代わって、商品先物契約に関する勘定の保持、注文の受託、売買の取扱いを行ってはならない。ただし、(a) 非会員が法第17条に基づいてCFTCに登録された別の先物協会の会員であるか、理事会の決議によりこの条項から免除されている場合、または(b) 会員資格停止中の会員が上訴委員会によってこの条項から免除されている場合は、この限りではない。NFA会員は、レバレッジ契約マーチャントとしてCFTCに登録義務があるNFA非会員または会員資格停止中のNFA会員のため、あるいはこのような者に代わって、レバレッジ契約を解消するための商品先物契約に関する注文を受託してはならない。ただし、(a) 非会員が法第17条に基づいてCFTCに登録されている別の先物協会の会員であるか、理事会の決議によりこの条項から免除されている場合、または(b) 会員資格停止中の会員が上訴委員会によってこの条項から免除されている場合は、この限りではない。

[解釈通達（¶ 9007）参照]

[¶ 4245] 内規1102：禁止条項の発効日

理事会は、NFAの資源およびNFA業務および計画の慎重な開始という目的に鑑み適切と思われる日を、上記の者または計画の区分あるいは小区分に関する内規1101に規定される禁止条項の発効日として、制定することができる。

第12章：財産および投資

[¶ 4251] 内規1201：財産

不動産、動産、混合財産を問わず、NFAが受領したすべての財産は、NFAが保管するか、理事会が定める、定款に矛盾しない条件に基づいて、NFAが処分するものとする。

[¶ 4257] 内規1202：投資

NFAの資金は、個別の贈与証書、動産の遺贈証書、不動産の遺贈証書、譲与証書、またはその他の法律文章の条件によって特に定められてない限り、財産の受託者または信託基金に適用される制限にかかわらず、理事会が有利とみなす方法で適宜投資することができる。

第13章：会費および賦課金

[¶ 4263] 内規1301：会費および賦課金の一覧表

定款第12条の規定に従い、会員が支払う会費および賦課金は以下の通りとする。

[¶ 4263.1] (a) 契約市場

契約市場会員は、各契約市場において執行された商品先物契約の1往復売買（買いと売り、または売りと買い）につき0.01ドルの基準で計算される賦課金を、NFAに支払うものとする。ただし、NFAの1会計年度における賦課金の支払総額は、理事会に2名の理事を送っている契約市場会員の場合は150,000ドル、理事会に1名の理事を送っている契約市場会員の場合は100,000ドルを超えないものとする。

[¶ 4263.2] (b) FCM会員

(i) FCM会員は、以下の額に等しい賦課金をNFAに支払うものとする。

(A) 契約市場において取引された商品先物契約（オプション契約を除く）の1往復につき0.16ドル。および、

(B) 契約市場において取引されたオプション契約の1取引につき0.08ドル。

上記の賦課金は、次の者以外の顧客のために当該FCM会員が仲介した取引に課せられるものとする。(1) 当該契約が締結された契約市場における会員特権を有する者、(2) 当該FCMが、当該契約が締結された契約市場の会員特権を有する場合、直接または間接に当該FCMを100%所有する当該FCMの関連会社、直接または間接に当該FCMによって100%所有されている当該FCMの関連会社、当該FCMと共に100%の所有権を有する当該FCMの関連会社、または(3) 当該FCMとの乗合勘定に対する賦課金をNFAに支払っている別のFCM会員。

(C) 外国の取引所において取引された商品先物契約（オプション契約を除く）の1往復につき0.16ドル。

(D) 外国の取引所において取引されたオプション契約の1取引につき0.08ドル。

上記の賦課金は、当該FCMとの乗合勘定に対する賦課金をNFAに支払っている別のFCM会員以外の顧客のために当該FCMが仲介した取引に課せられるものとする。

(E) 直接または間接に当該FCMを100%所有する当該FCMの関連会社、直接または間接に当該FCMによって100%所有されている当該FCMの関連会社、または当該FCMと共に100%の所有権を有する当該FCMの関連会社以外の顧客のために当該FCMが仲介したディーラー・オプション契約の1取引につき0.08ドル。

ただし、理事会がNFAの全般的な財務目標に鑑みて適切と判断するときは、賦課金の支払いは最高3カ月まで理事会によって停止もしくは調整されるものとする。当該FCM会員は、支払いが停止もしくは調整される賦課金に関する請求書を顧客に送付し、本来NFAに支払われるべき金額を送金するものとする。

(ii) NFAがNFA財務要件第2条に定義する指定自主規制組織となっているFCMは、それぞれ5,000ドルの年会費をNFAに支払うものとする。NFAがNFA財務要件第2条に定義する指定自主規制組織となっていないFCMは、それぞれ1,000ドルの年会費をNFAに支払うものとする。

[¶ 4263.3] (c) LTM会員

(i) LTM会員は、顧客が当該LTMから購入したか、当該LTMに売却したレバレッジ契約の1取引につき0.08 ドルに相当する賦課金を、NFAに支払うものとする。ただし、理事会がNFAの全般的な財務目標に鑑みて適切と判断するときは、賦課金の支払いは最高3カ月まで理事会によって停止もしくは調整されるものとする。当該LTM会員は、支払いが停止もしくは調整される賦課金に関する請求書を顧客に送付し、本来NFAに支払われるべき金額を送金するものとする。

(ii) LTM会員は、それぞれ1,000 ドルの年会費をNFAに支払うものとする。

[¶ 4263.4] (d) その他の会員

その他の会員区分についての年会費は、以下の通りとする。

- (i) 商品取引顧問 …… 500 ドル
- (ii) 商品プール・オペレーター …… 500 ドル
- (iii) 取次ぎブローカー …… 500 ドル
- (iv) 商社 …… 100 ドル
- (v) 商業銀行 …… 100 ドル

定款第11条第1項 (a) 号の規定に基づく会員区分による投票に従い、理事会はその裁量で特定の会員の年会費を放棄するもしくは引き下げることができる。

[解釈通達 (¶ 9016 および ¶ 9017) 参照]

[¶ 4269] 内規1302：会費および賦課金の支払い

年会費は、毎年1月1日または理事会が指定する別の期日に前払いしなければならない。支払い期日以降に会費を支払う会員には、月当たり25 ドル（日割り計算）の遅滞金が課せられるものとする。取引された先物契約に基づいて計算される賦課金は、取引が執行された月の各月末から30日以内にNFAに支払わなければならない。各FCMおよびLTMは、賦課金の支払いが遅れた場合、当該賦課金に加え、滞納期間1カ月につき、当該賦課金に対し年率10 %の利率（もしくは会長が運営委員会と共同で適宜設定するその他の利率）で1カ月分に相当する金利（日割り計算）を、NFAに支払うものとする。会員が先物取引に基づく賦課金の支払いを過剰に行ったと主張する場合、当該会員は、過剰な支払いを行ったとする月の賦課金支払日から18カ月後の月末までであれば、いつでも払い戻しを請求できる。それ以降は、賦課金の払い戻し、調整、または相殺は一切行われず、また、認められない。理事会が決議で別段定めない限り、各会員は、自己またはその系列会社（系列会社が独自に会員となっている場合は除く）がCFTCに登録され、業務を営む会員区分に対して適用される会費および賦課金を、支払わなければならない。

[¶ 4275] 内規1303：滞納および会員資格の終了

会員が、会費、賦課金、または監査手数料を、支払い期日が到来してから3カ月間滞納した場合、理事長はこれを理由に、当該会員の会員資格を当該債務が全額支払われるまで停止することができる。会員資格が停止されてから6カ月以内に当該債務が支払われないときは、会長はこれを理由に、7日前ま

でに書面による通知を行うことによって、当該会員の会員資格を即座に終了させることができる。

[¶ 4276] 内規1304：LTMに対する監査手数料

各LTM会員は、毎年、NFAが請求書を発送した日から30日以内に、監査手数料をNFAに支払わうものとする。監査手数料は、理事会が当該監査の予想経費に基づいて毎年決定するものとする。支払済みの手数料が、同年の当該LTMの監査にかかった実際の経費よりも少ない場合は、NFAが差額の請求書送付し、当該LTM会員は30日以内に請求書の金額を払わなければならない。支払済み手数料が当該LTMの監査にかかった実際の経費よりも多い場合は、余剰分は翌年の監査手数料に充てられる。各LTM会員は、監査手数料の支払いが遅れた場合、当該監査手数料に加え、滞納期間1カ月につき、当該監査手数料に対し年率10%の利率（もしくは会長が運営委員会と共同で適宜設定するその他の利率）で1カ月分に相当する金利（日割り計算）を、NFAに支払うものとする。

第14章：補償

[¶ 4281] 内規1401：補償

NFAは、法の許す限り、NFAの理事、役員、従業員、代理人、委員会委員を務めていること、または務めたこと、あるいはNFAの要請で他団体の理事、役員、従業員、代理人、または委員会委員を務めていること、または務めたことが原因で、民事、刑事、行政、捜査の別を問わず、訴訟または訴訟手続きを起こされているか、起こされる恐れのある者に対して、当該訴訟または当該訴訟手続きに関連してその者が実際に被ったしかるべき経費（弁護士費用を含む）、判決、罰金、科料、示談金を、すべて補償するものとする。

第15章：雑則

[¶ 4287] 内規1501：法人印

NFAの法人印は、外周に当該法人名および「DELAWARE」という単語、内周に「Corporate Seal」という単語を刻んだ、円形のものとする。この法人印は直に押印するか、ファクシミリまたはその相当物により複写して使用することができる。

[¶ 4293] 内規1502：預託金融機関

別段使途のないNFAの金銭または金銭相当物は、理事会が指定する金融機関におけるNFAの預金口座に適宜預託するものとする。

[¶ 4299] 内規1503：小切手、為替手形、約束手形など

すべての小切手、為替手形、またはその他の金銭支払為替、およびNFA名義で発行されるすべての約束手形、またはその他の負債証明書は、理事会により決議で適宜指定する人物（単数または複数）が、理事会が決議により適宜指定する方法で署名するものとする。

[¶ 4305] 内規1504：会計年度

NFAの会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わるものとする。

[¶ 4311] 内規1505：発効日

理事会は、仲裁規約、遵守規則、および財務要件の発効日を定めるものとする。

[¶ 4317] 内規1506：内規の修正

内規の採択、修正、または廃止は、遅くともそれを討議する理事会の2週間前までに各理事に発送される通知書に明記されていない限り、行うことはできない。ただし、内規507に規定される緊急事態、または定款第7条第2項(a)号～(c)号に規定される各会員区分（契約市場／FCM、LTMおよびIB／業界参加者および公益代表）の全理事の過半数が承認した場合には、事前通知の必要はない。

[¶ 4323] 内規1507：定義

NFA内規で使用される用語は、定款の中の用語と同じ意味を持つ。ただし、内規で使用される「先物」という用語には、以下の意味も含まれる。

- (1) 法第4条c (d)に基づきCFTCにオプション契約の売り手として登録されるか、CFTC規則に基づきオプション契約を売る資格があることを通知した者が売却するオプション契約。
- (2) CFTC規則に外国の先物・オプションの顧客として定義される者のため、もしくは上述の顧客に代わって、外国の取引所において、もしくはその規則に従って行われたか、行われる予定の外国の先物・オプション取引。
- (3) CFTC規則に定義されるレバレッジ契約。

上記の契約は、NFAの規制および監視の適切な対象（定款第18条(k)項参照）であることをここに宣言する。